

■職員の分限および懲戒処分など（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

処分内容	処分者数	処分事由
分限処分	免職	0人
	降任	0人
	休職	2人 心身の故障による長期休養
	降格	0人
	失職	0人
懲戒処分など	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	5人 指定速度違反、交通事故
	訓告など	48人 指定速度違反、交通事故、管理監督者責任

■サービスに関する義務

区分	内容	根拠法令
命令に従う義務	職員は、法令に従いつつ上司の職務命令に従わなければならない。	地方公務員法 第32条
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、または職の不名誉になるような行為をしてはならない。	// 第33条
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	// 第34条
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない。	// 第35条
政治行為の制限	職員は、政治活動などをしてはならない。	// 第36条
争議行為などの禁止	職員は、ストライキなどをしてはならない。	// 第37条
営利企業従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	// 第38条

■職員研修の状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

研修名	研修者数	研修内容
派遣研修	11人	資源エネルギー庁、電源地域振興センター、鹿児島県 他
専門研修	33人	自治大学校、県自治研修センター 他
職務別研修	257人	管理監督者研修 他
特別研修	117人	法制執務研修、クレーム対応研修 他
合計	418人	

■勤務評定の状況

評定期	評定の状況
平成23年4月1日～平成23年9月30日	条件付採用期間中職員の勤務評定を実施
平成23年4月1日～平成24年1月31日	全職員を対象として、職務行動評価を実施

■公務災害の発生状況

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 鹿児島県支部	0	該当なし

*合併後の災害発生分で、平成23年度中に公務災害の認定を受けたものに限る。

■公平委員会業務の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	不利益処分に関する不服申立ての状況
該当なし	該当なし

【問合せ】=本庁総務課職員グループ ☎(23) 5111(内線4541)

■職員の任免および職員数

区分	平成22年度末職員数 (平成23年3月31日)	平成23年度中			平成23年度末 職員数
		採用者	退職者	国県機関など への転出者	
行政職	899人	17人	27人	7人	882人
医療職	21人	3人	1人	0人	23人
消防職	146人	3人	5人	0人	144人
技能労務職	62人	0人	3人	0人	59人
合計	1,128人	23人	36人	7人	1,108人

■職員の勤務時間（平成23年4月1日現在）

区分	標準の勤務時間など
勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 *国民の祝日および12月29日から1月3日を除く。
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで *実質勤務時間は7時間45分
1週間当たりの勤務時間	38時間45分(7時間45分×5日間)
年間総勤務時間	2,015時間(38時間45分×52週)

■休暇制度 *取得実績は、平成23年1月1日から平成23年12月31日の期間

休暇の種類	休暇日数など	取得実績		
有給休暇	年次有給休暇	1年につき20日付与 前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰越	1人当平均	12.4日
	夏季休暇	7月から9月までの間に3日	1人当平均	2.90日
	産前休暇	妊娠した職員に対し、出産予定日まで8週間以内の付与	取得者	10人
	産後休暇	出産した職員に対し、出産日の翌日から8週間付与	取得者	10人
	生理休暇	生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合、連続2日以内で必要と認める期間を付与	取得者	6人
	生後1年の育児休暇	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳などを行う場合、1日2回、1回30分付与	取得者	0人
	妊娠中または出産後1年以内の健康審査など	妊娠中または出産後1年以内の女性職員が保健指導または健康審査を受ける場合	取得者	4人
	結婚休暇	結婚する職員に連続7日以内	取得者	8人
	配偶者出産休暇	配偶者の出産に対し、5日以内	取得者	35人
	子の養育休暇	妻が出産する場合に、その出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む)の養育のために、5日以内の付与	取得者	3人
	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子の看護のため、1年に5日以内の付与	取得者	36人
	父母・配偶者および子の祭日	各祭日ごとに1日	取得者	15人
	忌引休暇	職員が葬儀、服喪その他、親族の死亡に伴う行事などに対し付与。親族の区分により1日から10日	取得者	173人
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合、180日以内の付与	取得者	121人	
無給休暇	介護休暇	負傷または疾病などにより2週間以上にわたり介護をしなければならない職員に対し、6カ月以内の必要な期間	取得者	1人
	組合休暇	職員組合活動に従事する場合に30日以内の付与	取得者	1人

■福利厚生事業の状況（平成23年4月1日現在）

名称	薩摩川内市職員厚生会	地方公務員法第42条に基づく、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行うため、職員厚生会を設置し、職員の福利厚生事業を実施しています。
会員数	1,153人	
負担金率(事業主:会員)	2/1000 : 5/1000	